

国自旅第154号
平成19年9月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
関東、近畿運輸局自動車監査指導部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

自家用有償旅客運送自動車の運転者の要件の取扱いについて

自家用有償旅客運送自動車の運転者（以下「運転者」という。）の要件については、道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第51条の16で規定されているところであるが、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年国土交通省令第86号）附則第9条に基づく運転者要件を満たさなければならない期限が到来するに当たり、運転者の居住地の近隣において必要な種別の講習を行う講習実施者が存在しない、講習実施者の行う講習の定員に余剰がないために受講できない等の理由により、期限内に運転者要件を満たせない事例が生じることが推測される。

このため、自家用有償旅客運送の新規登録、更新登録及び変更登録の申請の審査に当たり、施行規則第51条の16第1項第1号、第2号及び第3項第2号、第3号の運転者要件について、下記のすべての要件に適合する場合にあっては、「施行規則第51条の16第1項または第3項の要件を満たす計画があることの宣誓書」を当該申請書に添付することで足りるものとし、本件による取扱いにより登録を受けた者については、平成20年9月末日までの間、運転者要件を満たしていない者を運転させたことを理由とする行政処分等を行わないこととする。

また、平成19年9月末日までに、自家用有償旅客運送の新規登録又は更新登録を受けた者であって、下記のすべての要件に適合する場合にあっては、行政処分等の取扱いについて同様に取扱うこととするので、その旨了知されるとともに、遺漏なきよう取り計らわれたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長及び財団法人全国福祉輸送サービス協会会長あて、別添2とおり通知したことを申し添える。

記

1. 施行規則第51条の16第1項または第3項の要件を満たすことができない正当な理由があること。
2. 現に、平成20年9月末日までに運転者要件を満たすための適切な計画を有していること。